

第29回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年11月21日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 利用状況調査（農地パトロール）の結果について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 11 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 13 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第29回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本総会で会長が欠席していることから、農業委員会会議規則第6条第2項により「会長が欠けたとき又は会長事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されていることから、嗟峨職務代理が本総会の議長を務めます。それでは、開会にあたり職務代理よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様改めましておはようございます。ただいまご報告ありましたとおり、会長が所用で不在でございますので、私が本日議長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、師走も迫り冬支度等何かとお忙しい中、本日の総会にご出席くださいます誠ありがとうございます。

また、今月初めには3年に1度の道外視察研修ということで、ご参加された皆様方、大変お疲れ様でございました。

研修の内容としましては、熊本県の南関町農業委員会でタブレットを利用したの農地パトロールや現地調査、そして日々の活動記録簿の報告ということで有効的に活用されているという内容を伺ってまいりましたけれども、感じたことはやはり行政の中でそういった環境が既に整っているということと、専門的な知識を持った職員の方がケアをしてサポートしているということが重要なのかなというふうに感じておりました。

鹿児島県の枕崎市農業委員会では、蜜源作物を活用しまして遊休農地を効率的に利用していくということで地元の団体や市、そして県の助成を受けながら、近隣の養蜂農家と連携しまして蜜源作物である蓮華や赤そばというものを作付けをして、蜜を採取して活用しているというような内容を伺ってまいりましたけれども、当町におきましては、遊休農地はないというような報告をいたしておりますけれども、ご承知のように実際には小さい面積で作業効率の悪いような未利用地もあるのが事実でございます。今後そういった農地の活用の仕方ということで、幸い当町にも養蜂業者がございますので、そういった所との連携を計りながら遊休農地を活用していく一つのヒントになったのではないかとこのように感じてございます。

研修の内容といたしますか、旅先での風景というものを行かれました委員の皆様方から多数LINEの方に写真が掲載されておりますので、今回参加できなかった皆さんも是非とも一読願いまして、思いを共有していただけたらと思っております。

また、九州と言えば先日の大分県での大規模火災ということで甚大な被害が出ておりますけれども、これからこの地域でも空気が乾燥して風の強い日も多くなるかと思っておりますので、皆様には是非とも火の元には十分注意をされて火事、火災等の被害に遭われませんようよろしくお願いいたします。

本日は、報告が3件、議案を4件提案しておりますので、慎重審議の上ご承認くださいますようお願いをして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番工藤委員、12番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

11月4日～7日、「令和7年度浜中町農業委員会道外先進地視察研修」を実施し、白川会長ほか委員9名、事務局2名が参加しております。

熊本県南関町農業委員会の「タブレット端末による農業委員会活動の取組み」と鹿児島県枕崎市農業委員会の「蜜源作物の作付による農地保全」について研修を行っております。

本委員会としましては、南関町が農業委員会が実施しているタブレット端末での現地調査について、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

11月10日、「令和7年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」が標茶町で開催され、白川会長ほか委員6名、事務局2名が参加しております。

11月10日、「令和7年度釧路地方農業委員会連合会第1回役員会」が標茶町で開催され、白川会長と私が出席しております。

11月11日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇地区で実施し、嵯峨委員、篠原委員、宮崎委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は〇〇〇〇氏所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

11月12日、〇〇〇〇地区 〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で開催し、地元農業者3名、役場農林課1名と白川会長、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは現在、〇〇〇さんと〇〇〇さんに集積計画で賃貸借を行っております。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

つづきまして、整理番号2は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせん申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和7年9月19日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、本案については、北海道農業公社への買入協議要請を行うこととしております。

土地の詳細につきましては、議案書6ページから7ページ及び議案関係資料2ページから7ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第2号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 利用状況調査（農地パトロール）の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第3号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取組みを進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条において、毎年1回、管内すべての農地の利用状況について調査を行うことが義務づけられたため、全国の多くの農業委員会で「農地利用状況調査」と「荒廃農地調査」をあわせて実施しております。

本年度の農地パトロールは、10月6日から10月9日にかけて実施し、令和7年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、②農地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づきご報告申し上げますので、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから報告第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委7-11号の願い出人は、札幌市中央区南〇条西〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、宮崎委員、事務局2名により11月11日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。

浜農委7-11について質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委7-11を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委7-11は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件の許可申請でございますが、整理番号1は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は厚陽〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1について、8番齋藤委員お願いします。

齋 藤 委 員

補足説明をいたします。所有者の〇〇さんと〇〇さんの土地は隣り合っていて、該当する土地が狭く、かつL字型に曲がって作業性がとても悪いということもあり、〇〇さんを買っていただくということで、双方共に作業性がとても良くなるということで、売買という形になったそうです。

経営の状況の買い手の〇〇さんのところは、成牛〇〇頭を搾乳して規模は縮小しているんですけども、牧草販売にそれだけ時間をあてられるということで、理由として経営拡大のためとなっております。以上です。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1と2の審議を行い、その後整理番号3の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3の審議を行います。〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、同法第22条第1項では、「農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地を含

む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては1件の買入協議でございますが、整理番号1は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

公社買入協議となると思うのですが、公社は使える農地しか買わない、隣接したところは買ってくれますが、少し離れた山林等の未利用地は買わないとなっているのですが、町の監査でも昨年に〇〇〇〇〇〇〇が監査委員で、売買するときは山林なども一括して買ってもらうように、農業委員会で働きかけをしてくださいという監査を受けたんですが、公社の方に将来的に事業など行うと草地になり得る山林なので買ってくれるように要請できないものなのですか。

管内的に、若しくは全道的に農業委員会の偉い方々が集まる際にそのような話をして公社に買っていただくよう要請できないものか。後ほど新しい担い手の方が買わされることとなると思いますが、公社で買うと登記等の費用が一切掛からないのですが、個人的に買うとなると仮に10筆あるとして、土地の価値は数万円なのに登記費用だけで数十万円かかってしまい、負担をその担い手の方に押しつけている現状がありますので、そこは改善していただけないか。

簡単に改善できるかどうかは分かりませんが、施設用地はどうしようもないとしても、将来的に農用地になり得る部分はできれば公社が買い上げる、円滑化事業を農協が持っていた時は農協は買えたらいいのですが、今はそれが出来ないんで、その辺をちょっとお願いしたいんですが、いかがなんでしょうか。

事務局

これは、妹尾委員が利用協議に参加したので内容を十分ご承知かと思うのですが、

農業公社が買い取ってくれる農地ではない原野の部分のことで、今のところ農地とつながっている原野については買い取ってもいいとなっておりますので、〇〇さんの土地についても何筆かは畑とみなして買い取ってもらうこととなっております。

ご質問があった買い取ってもらえない原野の部分のようですが、こちらについては農業公社は国の制度に基づいて買い取りを行っておりますので、農業委員会が働きかけると言うよりは農委連なり、北海道なり、北海道農業会議の方と協議連携して国の方に働きかけていかなければ、実現しないことなのかなとは思いますが。

農委連としましては5月と11月に北海道選出の国会議員に対する要請活動も行っておりますので、事前の段階の農委連の役員会なり、会長会議の時にでも案件を提案してみたいと思っておりますので、了承いただきたいと思っております。

妹尾委員 分かりました。是非そのような方向で検討いただけると、今後ありがたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 次回総会について、12月25日、木曜日、午前10時00分からを提案します。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月25日、木曜日、午前10時00分からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、12月25日、木曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第29回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 11番 工藤均

浜中町農業委員会 12番 百々栄二